

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年5月13日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ここ・ほっと京都

(2) 代表者名

矢部 文孝

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区小山東大野町47番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校又は不登校傾向にある子どもたちが、安心して通える場所を提供するとともに、これらの子どもたちの自宅への訪問支援などを行い、不登校又は不登校傾向にある子どもたちの社会的自立や社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和2年4月24日

(文化市民局地域自治推進室)